軽井沢町宿泊税の制度概要検討資料

資料３

課税団体	軽井沢町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	町内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所（ホテル・旅館・ペンション・民宿・会社及び学校の保養所・貸別荘等） ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
税収の使途	「国際親善文化観光都市」及び「滞在型保養地」として、自然や文化等、観光資源の魅力を高め、来訪者の受入れ環境の整備等、観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	課税客体への宿泊者数
納税義務者	課税客体への宿泊者
税率	宿泊料金※　　以上　　未満　　円 ※１人１泊について宿泊の対価として支払う額（飲食費や他の税は除く）
非課税事項	例）宿泊料金※　　円未満（県税分●●円は課税）
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	課税客体である宿泊施設の経営者、その他徴収の便宜を有する者
申告納入	一月分を翌月末までに申告し納入する （ただし、一月分の金額が20万未満の場合は３ヶ月毎でよい）